

○総務省告示第四百四十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第七項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が定めるファイル形式を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則第十条第七項に規定する総務大臣が定めるファイル形式は、XML形式又はCSV形式とする。